議案第36号

愛西市道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について

愛西市道の駅の設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、愛西市道の駅の設置及び管理に関し必要な事項を定める必要があるからである。

愛西市道の駅の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の 2の規定に基づき、愛西市道の駅(以下「道の駅」という。)の設置及び 管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 施設利用者に良好な休憩場所の提供、地場産品の販売、道路情報及 び地域情報の発信並びに飲食の提供等を通じ、市の観光振興、農業振興及 び地域の活性化を図るため、道の駅を設置する。

(名称及び位置)

第3条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
道の駅あいさい	愛西市森川町井桁西27番地

(施設)

- 第4条 道の駅に次の施設を置く。
 - (1) 農産物直売所
 - (2) 情報発信施設
 - (3) トイレ
 - (4) フードコート
 - (5) 駐車場
 - (6) イベント広場
 - (7) その他附帯する施設

(開館時間等)

第5条 道の駅の施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(事業)

- 第6条 道の駅は、次に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) 施設利用者に対する休憩場所の提供に関すること。
 - (2) 地場産品、飲食物その他の物品の販売に関すること。
 - (3) 道路情報、観光情報その他の情報の提供に関すること。

- (4) 地域住民の交流の促進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の設置の目的を達成するため に市長が必要であると認めること。

(使用の許可)

- 第7条 道の駅の施設を使用(占用的使用をいう。以下同じ。)しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、道の駅の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付ける ことができる。

(使用の制限)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、道の駅の施設の使 用を許可しないものとする。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
 - (3) その他道の駅の管理上支障があるとき。

(使用の許可の取消し等)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときには、第7条の規定に よる使用の許可を取消し、又は使用の方法を制限することができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為により第7条第1項の許可を受けたとき。
 - (3) その他道の駅の管理上適当でないとき。
- 2 前項の規定による許可の取消し等により使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わないものとする。

(使用料)

- 第10条 第7条第1項の許可を受けた者からは、別表に定める額の使用料 を徴収する。
- 2 市長は、特別な事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除 することができる。
- 3 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な事由があると 認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

- 第11条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人 その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。) に、道の駅の施設の管理を行わせることができる。
- 2 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第6条各号に掲げる事業に関すること。
 - (2) 道の駅の運営及び維持管理に関すること。
 - (3) 道の駅の使用の許可等に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。
- 3 第1項の規定により、指定管理者に道の駅の管理を行わせる場合における第7条、第8条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。
- 4 指定管理者は、法令を遵守し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、道の駅を誠実に管理しなければならない。

(利用料金)

- 第12条 市長は、指定管理者に道の駅の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 2 前項の場合においては、第7条第1項の許可を受けた者は、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合において、第10条 第1項の規定は、適用しない。
- 3 利用料金の額は、別表に定める使用料の額を超えない範囲において、指 定管理者が定める額とする。
- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、 あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとす るときも、同様とする。
- 5 市長は前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を公告しなければならない。
- 6 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 7 納付された利用料金は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全

部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失によって、道の駅の施設又はその設備等を毀損し、 又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項 は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例(平成17年 愛西市条例第127号)は、廃止する。

(準備行為)

3 市長は、施行日前において、道の駅の供用開始に必要な行為(指定管理 者に管理を行わせる場合における行為を含む。)を行うことができる。 別表(第10条関係)

区分	使用料		
農産物直売所	農産物	市内に住所を有す	
		る個人及び市内に	売上額に100分の
		主たる事務所を有	15を乗じて得た額
		する団体	
		市内に住所を有す	
		る個人及び市内に	売上額に100分の
		主たる事務所を有	20を乗じて得た額
		する団体以外	
		市内に住所を有す	売上額に100分の
	農産物以外	る個人及び市内に	元工額に100分の 30を乗じて得た額
		主たる事務所を有	3 0 亿米して特に領

		する団体	
		市内に住所を有す	
		る個人及び市内に	売上額に100分の
		主たる事務所を有	35を乗じて得た額
		する団体以外	
フードコート	1平方メートル1月につき2,500円		
イベント広場	1時間につき2,000円		

備考

- 1 フードコートについては、光熱水費の実費に相当する額を加算した額を徴収する。
- 2 この表において「売上額」とは、道の駅において使用者が物品等を販売し、得た対価の総額(消費税額分を除く。)をいう。
- 3 使用面積を算定する場合において、1平方メートル未満の端数が生じたときは、これを1平方メートルに切り上げて計算するものとする。
- 4 使用料の額が月額で定められている施設に係る使用の期間が1月未満 の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が時間で定められて いる施設に係る使用の時間が1時間未満の端数があるときは1時間とし て計算するものとする。
- 5 この表に基づいて算出した使用料の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。